

# 防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程

制 定 昭 和 48 年 9 月 1 日

最終改正 令 和 7 年 4 月 1 日

第1条 公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）が行う防災性能の確認、防災ラベルの交付等及び品質管理等に係る試験等に関する手数料は、本規程に定めるところによるものとする。

第2条 協会が行う防災性能の確認及び防災ラベルの交付に関する手数料の額は、別表1のとおりとする。

2 協会が行う品質管理等に係る試験等に関する手数料の額は、別表2のとおりとする。

第3条 手数料の入金は、原則として、協会の指定する銀行の口座に振込んで行うものとし、振込に要する経費は振込者の負担とする。

別 表 1

(単位：円)

区 分	項 目	単 位	手 数 料	
1 防災性能の確認 (1) 防災性能の基準に基づく試験・審査	1 カーテン			
	(1) 洗たく処理（防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年消防庁告示第11号）に定める処理をいう。以下同じ。）として水洗い洗たく及びドライクリーニングを適用した場合に防災性能の基準に適合するもの（水洗い洗たく及びドライクリーニング各5回洗たく処理の実施を含む。）	1 式	48,600	
	(2) 洗たく処理として水洗い洗たくを適用した場合に防災性能の基準に適合するもの（水洗い洗たく5回処理の実施を含む。）	1 式	26,600	
	(3) 洗たく処理としてドライクリーニングを適用した場合に防災性能の基準に適合するもの（ドライクリーニング5回処理の実施を含む。）	1 式	31,500	
	(4) 水洗い洗たく及びドライクリーニング処理後に防災処理が必要なもの	1 式	9,500	
	2 布製ブラインド、暗幕、どん帳、舞台幕	1 件	9,500	
	3 工事用シート（温水浸漬処理（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の3第4項第3号ロに基づく処理をいう。以下同じ。）の実施を含む。）	1 式	11,500	
	4 合板	1 件	9,500	
	5 じゅうたん等	1 件	9,500	
	6 防災薬剤（対象素材1点あたり。）	1 件	9,500	
	(2) 品質管理に関する検査・審査（登録表示者でない場合）	1 製造業者、防災処理業者、合板の製造業者又は防災処理業者、輸入販売業者	1 件	40,000円及び交通費実費額の合計額
		2 裁断・施工・縫製業者	1 件	20,000

(単位：円)

(3) 確認事項の 重要な変更に関する 検査・審査	1 現地検査を伴うもの	1 件	20,000 円及び交通費 実費額の合計額
	2 現地検査を伴わないもの	1 件	5,000
2 防災ラベル等の 交付	1 防災物品に付するもの		
	(1) カーテン、布製ブラインド、暗幕、どん帳、舞台 幕、合板	1 枚	35 (21)
	(2) 工事中シート	1 枚	41 (22)
	(3) じゅうたん等		
	① 施工用	1 枚	91 (60)
	② 裁断縫製物 1	1 枚	41 (23)
	③ 裁断縫製物 2	1 枚	31 (20)
	(4) カーテン、布製ブラインド及びじゅうたん等の安 心マーク付き防災ラベル		該当する項目毎にそ れぞれ 2 円を加算した 額
	2 防災物品の材料に付するもの		
	(1) じゅうたん等以外	1 枚	60 (39)
(2) じゅうたん等	1 枚	51 (28)	
3 その他	3 防災薬剤に付するもの	1 枚	60 (34)
	1 試験番号登録及び再登録	1 件	2,000
	2 試験番号の名義変更	1 件	2,000
	ただし、同一の名義変更で、2 件以上の名義変更 をまとめて行う場合の 2 件目以降	1 件	200
	3 防災性能試験結果通知書の交付		
	(1) 和 文 (再交付)	1 通	2,000
	(2) 英 文	1 通	5,000
	4 防災加工専門技術者講習		
	(1) 講習の受講	1 回	30,000
	(2) 再講習の受講	1 回	9,000
(3) 修了証の再交付	1 件	2,000	
(4) 修了証の書換	1 件	1,000	

別表 2

(単位：円)

区 分	項 目	単 位	手 数 料
1 品質管理に係 る試験等	1 カーテン		
	(1) 洗たく処理 (防災性能に係る耐洗たく性能の基準 (昭和 48 年消防庁告示第 11 号) に定める処理をいう。 以下同じ。) として水洗い洗たく及びドライクリー ニングを適用した場合に防災性能の基準に適合す るもの (水洗い洗たく及びドライクリーニング各 5 回洗たく処理の実施を含む。)	1 式	50,100

(単位：円)

(2) 洗たく処理として水洗い洗たくを適用した場合に 防災性能の基準に適合するもの（水洗い洗たく5回処 理の実施を含む。）	1 式	27,600
(3) 洗たく処理としてドライクリーニングを適用し た場合に防災性能の基準に適合するもの（ドライ クリーニング5回処理の実施を含む。）	1 式	32,500
(4) 水洗い洗たく及びドライクリーニング処理後に 防災処理が必要なもの	1 式	10,000
2 布製ブラインド、暗幕、どん帳、舞台幕	1 件	10,000
3 工事用シート（温水浸漬処理（消防法施行規則（昭 和36年自治省令第6号）第4条の3第4項第3号ロに 基づく処理をいう。以下同じ。）の実施を含む。）	1 式	12,000
4 合板	1 件	10,000
5 じゅうたん等	1 件	10,000
6 防災薬剤（対象素材1点あたり。）	1 件	10,000
7 防災性能試験（消防法施行令（昭和36年政令第37 号）第4条の3第4項に定める試験をいう。）	1 件	10,000
8 洗たく処理		
(1) 水洗い洗たく処理	1 件	7,600
(2) ドライクリーニング処理	1 件	12,500
9 温水浸漬処理	1 件	2,000

[備 考]

- 1 手数料の金額には、消費税を含まない。
- 2 ( ) 内の金額は、協会会員及び理事長が認める協会会員である団体の構成員に適用する。
- 3 この規程に定めのない手数料は、その都度定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日以後に請求する防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月15日から施行する。ただし、別表 備考2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。